

平塚秦野地区交通安全大会

主催 神奈川県教育委員会
県立高等学校等交通安全教育推進協議会
神奈川県立高等学校PTA連合会平塚秦野地区協議会
協賛 一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
後援 神奈川県立学校長会

テーマ 「ワタシのいのちはみんなのいのち」

日時 令和3年11月18日(木) 13時30分～14時30分

会場 平塚市中央公民館 大ホール オンライン併用開催

参加人数 146 人

日程(次第)

- 1) 開会宣言
- 2) 大会挨拶
- 3) PTA発表 平塚工科高等学校PTA 「自転車も慣れた道ほど慎重に」
- 4) 高校生発表

スタートかながわ 高浜高等学校

研究発表 平塚中等教育学校「バスの乗車マナー ～For the safe city～」

秦野総合高等学校「秦野総合高校の交通安全について」

二宮高等学校 「自転車での交通事故について」

交通安全〇×クイズ 秦野高等学校、大磯高等学校、伊勢原高等学校
平塚湘風高等学校、平塚農商高等学校

シンポジウム 「自転車の歩道通行について」

平塚工科高等学校、平塚江南高等学校、
伊志田高等学校、秦野曾屋高等学校

- 5) 標語・ポスターの発表・表彰
- 6) 大会宣言
- 7) 閉会宣言

令和三年度平塚秦野地区交通安全大会研究発表

神奈川県立平塚工科高等学校PTA

「自転車も慣れた道ほど慎重に」

1はじめに

平塚工科高校は、昭和14年に産業の振興を目的にした、神奈川県立第二工業学校を創立しました。昭和15年には神奈川県立平塚工業学校に改称されました。以来、産業界をはじめ各方面に多くの優秀な人材を輩出しさまざまな歴史を経て、平成14年に平塚工業高等学校と平塚西工業技術高等学校が再編統合され、平塚工科高等学校として設置されました。



2交通安全活動の取り組み

①自転車点検（年2回）

②本校HP掲載・広報誌・ほけんだより・交通安全アンケート&クイズ・交通安全ルール

③交通安全マナーアップキャンペーン（年1回）となります。

<自転車点検>

通学用自転車点検は長期休校前の夏・冬2回行い、整備不良や規則遵守等について指導すると共に交通安全の大切さについて生徒たちに考えてもらう機会としております。点検内容は以下通りです。

- ・平塚工科高校通学用ステッカーの貼り付け確認
- ・ブレーキ
(ブレーキの利き具合、パットの磨耗)
- ・ベル（有無）

- ・無施錠
- ・タイヤ（磨耗、空気圧）
- ・反射板（有無、劣化）
- ・駐輪場所（場外に駐輪しているかの有無）

PTA役員・ボランティア・教職員との合同で、生徒の自転車を点検して整備不良のある自転車を一箇所に集めて生徒下校時に指導しております。学年別の点検結果一覧表を作成して今後の指導等に活用しています。

自転車点検の活動の様子は次のページの通りです。二人一組（毎年役員交代があるため、なるべく経験者と未経験者）のペアを組みます。バインダーにチェックリスト（ステッカー番号・点検七項目）・違反車両用のタグ・タグを付けるホッチキス・筆記用具を添えて点検者とチェック記入及び違反タグ装着者の二手に分かれ担当学年を決め連携をとりながら作業を進めていきます。



1～3学年で合計約320台の自転車に対してペアを組み点検・チェック記入の二手に分かれて作業します。



整備不良のある自転車には項目に当てはまる箇所を記入したタグを付け、一箇所に収めます。



注意喚起を徹底し違反タグを無視して帰宅しないため、先生がチェーンを持ってきます。



全ての違反自転車後輪にチェーンを通します。最後に端と端を繋いで南京錠をかけます。



生徒たちがやってきました。先生が整備不良を丁寧に指導して安全に引き渡します。



チェックシートを集計し担当教員に渡します。集計結果をグラフ(資料1)に出します。

【点検を終えた保護者と先生の感想】

- ★ベルなしが多く反射板が付いていない、壊れているが目立った。
- ★高級な自転車が数台あり触るのが怖く、高価であるにもかかわらず安全意識が低かった。
- ★ほとんどの生徒が自転車通学なので事故がないよう、不備がないようにしてほしい。

★前回より不備の車両が多く感じた。これを機に安全意識を高め子どもと話していきたい。

★前回の点検では自転車につけた違反タグがたくさん捨てられていたが、今回はほぼ無かったのがすごく良かった。残念ながら一台のみ違反項目の多い危険自転車がありました。生徒と保護者に指導した上で引き取ってもらいました。

資料1

令和3年度7月 自転車点検 集計結果

令和3年7月8日実施

点検台数:約320台

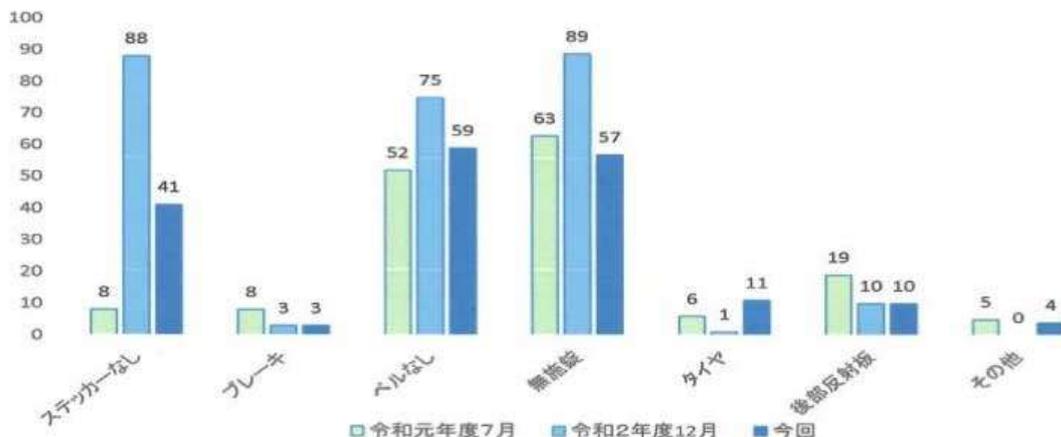
令和3年度7月	ステッカーなし	ブレーキ	ベルなし	無施錠	タイヤ		後部反射板	その他
					空気圧	摩耗		
1年生	0	1	12	7	0	0	3	場外駐輪1
2年生	10	1	14	16	3	0	3	場外駐輪1
3年生	31	1	33	34	2	6	4	場外駐輪2
合計	41	3	59	57	11		10	4

点検台数:約440台

令和2年度12月	ステッカーなし	ブレーキ	ベルなし	無施錠	タイヤ	後部反射板	その他
現2年生	21	1	26	22	1	3	0
現3年生	19	1	17	7	0	3	0
3年生	48	1	32	60	0	4	0
合計	88	3	75	89	1	10	0

点検台数:約500台

令和元年度7月	ステッカーなし	ブレーキ	ベルなし	無施錠	タイヤ	後部反射板	その他
現3年生	2	0	10	11	5	11	場外駐輪4
2年生	5	2	21	48	1	4	場外駐輪1
3年生	1	6	21	4	0	4	0
合計	8	8	52	63	6	19	5



自転車点検集計結果のデータを元どの項目に不備が多いのか分析して次の点検までに改善策を検討します。過去3回のグラフを見ると前回に比べ減ったものの、ベル無し・無施錠・ステッカー無しが多いです。盗難されるかも知れない意識が低いことが見受けられます。ステッカーやベルは安全に登校するために必要なものです。

また無施錠や場外駐輪に共通するのは時間に余裕を持って登校出来ていない可能性が考えられます。定められた場所に駐輪することは社会へのマナーにもつながります。

普段から生徒が通学の中で、保護者の方々にも整備不良がないか目を向けていたけたらありがたいです。またサイクルショップ等で定期的に安全点検をすることで、各部位の消耗や劣化を事故やケガが起こる前に未然に防ぐことができます。

歩行者や自動車などの道路利用者と社会共存している意識をもち、自ら交通ルールを守り安全に登下校することはみんなの命を守ることにつながります。生徒だけでなく保護者の方々に活動内容を周知していただくことが交通安全につながる役目を果たしています。

<本校HP・広報誌・ほけんだより・交通安全アンケート&クイズ・交通安全ルール>

本校HPにおいて自転車交通ルール（資料2）、広報誌（資料3）では自転車点検の様子と集計結果を掲載、ほけんだより（資料4）に自転車によるケガの増加と交通ルールを配付しました。

今回、正しい認識を持って安全に登校出来るように、交通安全に対する知識と注意喚起を目的と

した交通安全アンケート&クイズ（資料5）を実施しました。

それと併用して自転車損害保険等の義務化及び交通安全ルール（資料6・7）を配付いたしました。

交通安全アンケート結果は集計してグラフにまとめました。（資料8）

資料2



神奈川県立
平塚工科大学高等学校
Hiratsuka Senior High School of Science and
Technology



自転車交通ルール

本校では、生徒の健全な学校生活のために、教職員が一丸となって生活指導支援を行っています。

自転車に関する主な交通ルール	罰則
<p>路側帯通行違反</p> <p>路側帯通行は、左側に限定。（道路交通法一部改正2013年12月1日施行）</p> <p><路側帯とは>歩道がない道路端の歩行者が通るための部分。白い実線1〜2本もしくは実線と点線で車道と区別。</p> <p>車との正面衝突のリスクを避ける</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="font-size: x-small;">（全日本交通安全協会の資料から）</p> <p>「歩行者専用路側帯」で自転車は、もともと通行不可能。</p> <div style="display: flex; align-items: center; font-size: x-small;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;"> 道路の左側端 ↓ 歩行者専用路 ↑ </div> <div style="margin-right: 5px;"> ×自転車 </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 2px 5px;"> 車道 道端 中通行 線帯 等 境 界 </div> </div>	3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
<p>道路の右側通行違反</p> <p>車道は左側通行。</p> <p>自転車は、車道が原則、歩道は例外。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

二人乗り運転	2万円以下の罰金又は料料
並進通行 2台以上並んでの走行。	2万円以下の罰金又は料料
安全運転の義務違反（手放し運転など） 携帯電話・スマホを操作しながら運転。 傘さし運転 イヤホン、ヘッドフォンイヤホン若しくはヘッドホンを使用して音楽等を聴く等安全運転に必要な音、又は声が聞こえない状態で運転。	2万円以下の罰金又は料料
歩行者妨害 歩道は、歩行者優先 すぐに停止できる速度で走行。（歩行者への注意や徐行の怠り） 歩行者の通行を妨げる場合は一時停止。（歩行者にベルを鳴らすなどダメ） 自転車は歩道の車道寄りを徐行	5万円以下の罰金
	
信号無視	2万円以下の罰金又は料料
一時停止無視	3ヶ月以下の懲役、又は5万円以下の罰金
夜間の無灯火運転	5万円以下の罰金
自転車検査 ブレーキ装置のない自転車。 ブレーキに不良のある自転車。（道路交通法一部改正2013年12月1日施行）	5万円以下の罰金
酒酔い運転	5年以下の懲役、又は100万円以下の罰金

高校生による自転車事故で加害事故が増えています。ご家庭におかれましてもご指導ご協力をお願いいたします。

資料3

PTA広報 平塚工科大学校

No. 92 **SHIOKAZE**

〒24-0011 神奈川県平塚市藤岡1-2-7
 TEL: 0463-852-1111 FAX: 0463-852-1112

自転車点検

通学用自転車の安全整備の輪を行いました。最新ブレーキや前照灯の不具合にはスタブを付けてもらいました。新しい模様をクリアした車体だけが通学許可のステッカーを貼ることができます。自転車の利用をする前に自分自身で点検を行いましょう。

安全運転でね!

平成30年度12月 (点検台数: 約500台) 令和元年度1月 (点検台数: 約500台) 令和2年度12月 (点検台数: 約440台)

点検項目	平成30年度12月	令和元年度1月	令和2年度12月
前照灯点検	59	88	8
ブレーキ	11	8	3
ヘルメット	69	75	52
車体目	102	63	89
タイヤ	5	6	1
後部反射板	28	19	10
その他(点検未済)	5	0	64

資料4

ほけすんだより 6月

県立平塚工科大学校
 保健室
 NO. 3
 令和3年6月28日

自転車による、**ケガ**が増えています。

最近、登校中に起こる「自転車のケガ」で、保健室に来院する生徒が増えています。雨の時期になりました。雨が降ると視界が悪くなり、周りが見えにくくなる！音が聞こえにくくなる！事故が起きやすい！

通りなれた通学路でも、雨が降ると道が滑りやすくなるので注意が必要です。

自転車は自動車と同じ**車両**です。自分や誰かを傷つけてしまう危険がある！という自覚をもちましょう。

- 歩道の通行禁止
- 並進運転禁止
- 対向車道の通行禁止
- 二車線運転禁止
- 安全運転義務違反
- 傘差しの運転禁止

悪質な違反を繰り返す危険な運転者に対して「自転車運転講習」の受講が義務づけられました。

こんな違反が対象です(15項目)

危険行為

- 1 信号無視
- 2 通行禁止違反
- 3 歩行者用道路における車道の義務違反
- 4 通行区分違反
- 5 既側通行時の歩行者の通行妨害
- 6 進路切りへの立ち入り
- 7 交差点安全進行義務違反等
- 8 交差点優先者妨害等
- 9 現状及美観安全進行義務違反等
- 10 指定場所一時不停止等
- 11 交差点優先者妨害等
- 12 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
- 13 油断い運転
- 14 安全運転義務違反
- 15 妨害運転(2020.6 NEW)

※ 14歳以上ならみんな対象です。

これらの危険な運転を3回以上繰り返すと講習対象になります。

講習料 6000円 → 講習をスルーすると...罰金 50000円!!

罰則があるから...ではなく、人に危害を加えない、自分を危険にさらさないために、**自転車はルールを守って乗りましょう!!**

神奈川県警察 41P11

これからの危険な運転を3回以上繰り返すと講習対象になります。

講習料 6000円 → 講習をスルーすると...罰金 50000円!!

罰則があるから...ではなく、人に危害を加えない、自分を危険にさらさないために、**自転車はルールを守って乗りましょう!!**

神奈川県警察 41P11

交通安全アンケート&クイズ

PTA 学年委員会

★学年をお答えください。 □1年生 □2年生 □3年生 ※□にレ点を入れて回答

①通学方法は？

□徒歩 □自転車 □バス・電車 □その他

②今までに事故の経験はありますか？

□ある □ない □経験はないが見たことがある

③ある・見たことがあると答えた人はどのような事故でしたか？

□人・自転車・車にぶつかった・ぶつけられた □相手を避けようとして転倒した

□自ら転倒した □その他()

④事故があった時、遭遇した時、どのような対応をしましたか？

□大丈夫と思い現場を去った □警察や救急車を呼んだ(呼んでもらった)

□その他()

⑤保険(自転車保険・傷害保険など)に加入していますか？

□している □していない □知らない

⑥自転車点検を定期的に行っていますか？

□店舗でしている □自分でしている □していない

⑦平塚工科大学のHP掲載の「自転車交通ルール」を見たことがありますか？

□ある □ない



クイズにチャレンジ！！

①自転車は自動車と同じ車両ですか？

□車両である □車両ではない



②危険運転者にあてはまる項目を全て答えて下さい

□信号無視 □通行禁止違反 □歩行者用通路における車両の義務違反 □通行区分違反
 □路側帯通行時の歩行者の通行妨害 □遮断踏切への立入り □交差点安全進行義務違反等
 □交差点優先者妨害等 □環状交差点安全進行義務違反等 □指定場所一時不停止等
 □歩道通行時の通行方法違反 □制御装置(ブレーキ)不良自転車運転 □酒酔い運転
 □安全運転義務違反 □妨害(交通の危険のおそれ、著しい交通の危険)運転

③危険運転者に対して自転車運転講習の受講が義務づけられている対象年齢は？

□14歳以上 □18歳以上 □20歳以上

④普通自転車の寸法は？

★長さ→□180cm以下 □190cm以下 □2m以下
 ★幅 →□60cm以下 □65cm以下 □70cm以下



⑤自転車点検の合言葉『フタはしゃべる』の意味を線でつなげて下さい

★フ	・	・	ベル(警音器)
★タ	・	・	反射材、ライト
★は	・	・	車体(ハンドル、サドル、チェーン)
★しゃ	・	・	タイヤ
★べる	・	・	ブレーキ



☆ご協力ありがとうございました。アンケート&クイズ終了後、交通安全ルールを読んでね！

神奈川県は自転車損害賠償保険等が義務化されています

歩行者に衝突したり車にはねられたり、自転車は加害者にも被害者にもなります。もしものために、保険に加入しましょう。神奈川県では、県内で自転車を利用する人、自転車を利用する未成年の保護者、自転車を事業で活用されている事業者は、自転車損害賠償保険等への加入が義務化されています。

（事例1）自転車で歩行者に衝突

女子高生が夜間、携帯電話を使用しながら無灯火で走行し、57歳女性に後ろから衝突。重傷・後遺障がいを負わせた。→ 損害賠償約5,000万円

（事例2）自転車での歩行者の妨害

歩道を走行する自転車のハンドルが、歩行者のショルダーバッグのひもに引っかかってしまい、歩行者が転倒。重症を負わせた。→ 損害賠償約1,740万円

（事例3）夜間の無灯火運転

夜間、ライトを付けていないマウンテンバイクが歩行者に衝突。後遺障がいを負わせた。→ 損害賠償約2,580万円

【交通安全ルール】このような行為は危険運転になります！！



無灯火運転



傘さし運転



信号無視



2人乗り運転



携帯操作運転
片手運転
イヤホンなど使用



ブレーキ不良
自転車運転



歩行者への
通行妨害



並走運転

交通の危険を生じさせる恐れがあると認めるときなど…過去3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。「自転車運転者講習」は3時間の講習です。自転車を運転して特定の15項目の「危険行為」を3年以内に2回以上繰り返すと3時間の講習対象になります。講習料は6,000円です。講習をスルーすると罰金が **50,000円！！**です。

15
項目

受講の対象となる危険行為の概要

信号無視



(法第7条違反)

通行禁止道路(場所)の通行



(法第8条第1項違反)

「歩行者用道路」など、道路標識等で自転車の通行が禁止されている道路や場所を通行する行為

歩行者用道路での徐行違反



(法第9条違反)

自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行する際に、歩行者に注意を払わず、徐行しないこと

歩道通行や車道の右側通行等

(法第17条第1項、第4項又は第6項違反)



車道と歩道等が区別されている道路で自転車が通行できない歩道を通行したり、道路の右側を通行する行為

路側帯での歩行者の通行妨害

(法第17条の2第2項違反)



自転車が通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為

遮断踏切への立ち入り

(法第33条第2項違反)



遮断機が閉じていたり閉じようとしていたり、または警報機が鳴っている時に踏切に立ち入る行為

優先道路等を進行する車両の進行妨害等

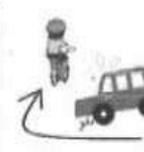
(法第36条違反)



信号機のない交差点で、左から来る車両や優先道路を進行する車両等の妨害をしたり、直近で道路を横断する歩行者に注意しないで進行する行為等

右折時、直進車や左折車への通行妨害

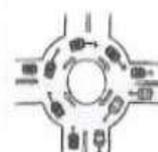
(法第37条違反)



交差点で右折する時に、その交差点で直進や左折しようとする車両等の進行を妨害する行為

環状交差点通行車妨害等

(法第37条の2第2項)



環状交差点内を進行する車両等の進行を妨害したり、交差点に入る時に徐行しないなどの行為

指定場所一時不停止

(法第43条違反)



一時停止の標識を無視して交差点に進入したり、交差点を通行する車両等の進行を妨害する行為

歩道での歩行者妨害等

(法第63条の4第2項違反)



歩道の車道寄りの部分や通行指定部分を徐行しなかったり(歩行者がいなくてを除外)歩行者の通行を妨害しそうな時に一時停止をしないなどの行為

制動装置不備の自転車の運転

(法第63条の9第1項違反)



ブレーキ装置が無かったりブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為

酒酔い運転

(法第65条第1項違反)



アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態での走行

安全運転義務違反

(法第70条違反)



ハンドルやブレーキ等を確実に操作しないで通行したり、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為

妨害運転

(法第117条の2第6号)



又は法第117条の2の2第11号) 他の車両(自転車を含む)に対して、通行妨害目的で幅寄せ、不必要な急ブレーキ、ベルを執拗に鳴らすなどの行為

※神奈川県警ホームページ参照

令和2年6月30日から道路交通法が改正され、いわゆる「あおり運転」が厳罰化されました。これは自転車も対象になります。自転車のあおり運転が「妨害運転」として、新たに危険行為と規定されました。「妨害運転」は、自動車やバイク、自転車などに対して行う、次の行為です。

- ①逆走して進路をふさぐ ②幅寄せする ③進路変更する ④不必要な急ブレーキをかける ⑤ベルをしつこく鳴らす ⑥車間距離の不保持 ⑦追い越し違反

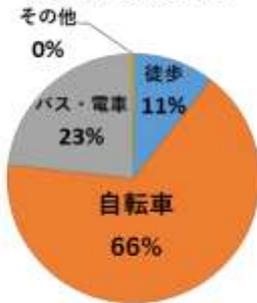
平塚工科大学のHP→在校生・保護者の方へ→自転車交通ルールに自転車に関する主な交通ルール・罰則が掲載されております。是非、この機会にもう一度閲覧してみたいかがでしょうか？

- 【クイズの答え】①車両である ②15項目全てあてはまる ③14歳以上 ④190cm・60cm以下 ⑤フープブレーキ・タータイヤ・は 一射材、ライト・シャー車体(ハンドル、サドル、チェーン)・ペーベル(警音筒)

資料8

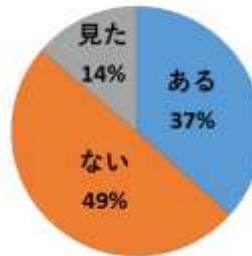
【交通安全アンケート結果】

①通学方法は？



66%の生徒が自転車通学なので、交通機関や徒歩の生徒よりも事故のリスクが非常に高い。

②事故の経験はありますか？



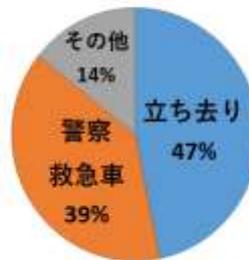
37%が事故経験があり14%が目撃していることから半数は事故に関わりがある。

③どのような事故の経験か？



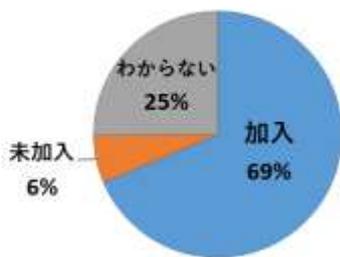
58%が接触事故と圧倒的に多い。転倒事故が38%なので危険の多さが伺える。

④事故時の対応は？



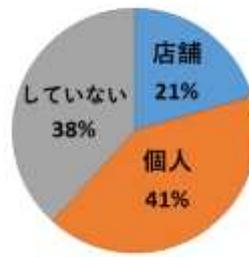
立ち去りが半数を占めている。何かあった時の事を考えると警察や救急車の要請は不可欠。

⑤保険に加入していますか？



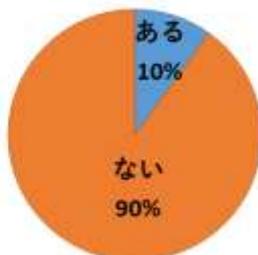
神奈川県は自転車損害賠償保険等の加入が義務です。未加入や不明の人は今すぐ加入や確認が必要！

⑥点検を定期的に行っていますか？



38%が定期点検をしていないことが整備不良の多さに結びつく。自転車への愛着をもっと持って欲しい！

⑦平工HPの交通ルールの閲覧は？



90%が平塚工科高校 HPの交通ルールを閲覧していないのが非常に残念！認知度を高めることが課題。

＜ 交通安全マナーアップキャンペーン ＞

交通安全マナーアップキャンペーンは毎年10月の登校時間に本校正門で行っております。登校してきた生徒たちに交通安全グッズ（後部反射板やワッペンなど）を配布します。意識啓発を高めることを目的とし市交通安全対策協議会、先生、PTA 役員、生徒会役員の協力のもと活動しております。



神奈川新聞 21面 地域
かながわワイド
2021年10月27日掲載より抜粋

3 まとめ

例年、自転車点検や安全指導を行っても改善に結び付くには至難の業であるのが現状です。通りなれた通学路はついスピードが出てしまったり、ながらスマホやイヤホン着用によって事故につながるが増えております。本校は自転車通学者が多く、一般歩行者や自動車以外にも交通機関や徒歩通学の生徒たちを巻き込んでしまう可能性があります。自転車は車両なので走る凶器と化す場合があります。危険行為で罰則されることへの認識がまだまだ低いと思われまます。令和2年6月30日から道路交通法が改正され、いわゆる【あおり運転】が厳罰化されました。これは自動車だけでなく同じ車両の自転車も対象となります。妨害運転とはいったいどのような行為が危険であるのか。もしかしたらまだ知らない生徒がいるかも知れません。保護者のなかでも知らなかった内容が細かく記されています。コロナ禍では分散登校、オンライン授業が続きました。この先、通常登校が再開される時こそ気の緩みから事故に繋がりがやすいです。

「自転車も慣れた道ほど慎重に」をテーマにもう一度、生徒だけでなく登下校する道のりを保護者の方々にも一緒に見ていただきたいです。自分や誰かを傷つけてしまう危険があるという自覚を持つことがとても重要です。事故が起きてしまえば皆が悲しむこととなります。平塚工科高校のHPには在校生・保護者に向けて自転車に関する主な交通ルール・罰則が詳しく掲載されております。特に自転車通学者には内容をしっかり閲覧していただきたいです。今後もPTA全体で先生方や保護者の方々、地域の皆様のご協力のもとで、社会の一員として「自分の命は皆の命を守ること」に繋がる活動を続けていきたいです。

日 時	令和3年11月18日(木) 13:00~16:00
会 場	平塚市中央公民館 大ホール
参加者	146人
内 容	<p>○PTA発表</p> <p>平塚工科高等学校PTA 「自転車も慣れた道ほど慎重に」</p> <p>○高校生発表</p> <p>スタートかながわ 高浜高等学校</p> <p>研究発表</p> <p>平塚中等教育学校 「バスの乗車マナー ~For the safe city~」</p> <p>秦野総合高等学校 「秦野総合高校の交通安全について」</p> <p>二宮高等学校 「自転車での交通事故について」</p> <p>交通安全○×クイズ 秦野高等学校、大磯高等学校、伊勢原高等学校 平塚湘風高等学校、平塚農商高等学校</p> <p>シンポジウム 「自転車の歩道通行について」 平塚工科高等学校、平塚江南高等学校、 伊志田高等学校、秦野曾屋高等学校</p>